ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限について

1 趣旨

ツキノワグマの管理は、絶滅をさせない個体数の管理(絶滅リスク管理)と人身被害、精神被害等防止のための個体数の管理(被害リスク管理)のどちらも許容できる範囲内に個体数を維持することが重要である。

現在、兵庫県に生息する地域個体群の推定生息数は増加傾向を示しており、人身被害等の未然防止の観点から適正な個体数管理を進める必要がある。

このため、推定生息数に応じた絶滅リスク管理と被害リスク管理を連動させた対応を 実施する。

2 狩猟と有害捕獲の対応の考え方

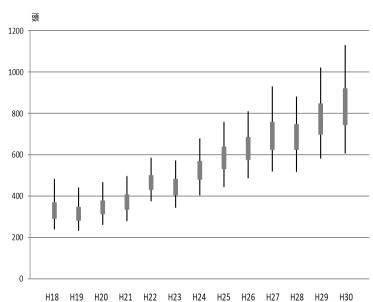
(1) 推定生息数

平成 30 年当初 830 頭

(2) 個体数管理方針【800頭以上】

平成28年度から推定生息数が、絶滅のおそれの当面ない状態と考えられるため、狩猟を実施して令和元年度も平成30年当初の推定生息数が800頭を超えているため狩猟を継続する。

また、人身被害の未然防止と、集落



周辺に出没する個体の捕獲により、安全と安心を確保するため、有害捕獲(原則殺処分)を実施する。

※狩猟の意義

クマの狩猟は、集落への出没に対しての圧力をかけ、人身事故や精神被害、農業 被害等を防止する予防的意義を有していると考えられている。

推定生息数	有害捕獲の対応			狩猟の取り扱い
(中央値)	クマの生息ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン	行派のなりなり
400 頭未満	有害捕獲は実施しない ※ただし、人身事故個体等の有害捕獲は実 施可能		有害捕獲を実施 ※捕獲個体は、学習放獣	狩猟禁止
400 頭以上 800 頭未満		有害捕獲を実施		
800 頭以上		※捕獲個体は、原則	殺処分 	狩猟実施

3 捕獲の制限

絶滅リスク管理と被害リスク管理を連動させた適正な個体数管理を進めるため、以下のとおり狩猟ができる区域・期間、総捕獲数などに制限を設ける。

(1)狩猟期間	令和元年11月15日(金)~令和元年12月14日(土)	
(2)総捕獲上限数	推定生息数 830 頭 × 15 % = 124 頭	
(3)狩猟者条件	・ツキノワグマ安全講習を受講していること ・兵庫県の承認を受けること	

4 審議のスケジュール

令和元年7月26日 環境審議会全体会(諮問) 令和元年7月26日 令和元年度第1回鳥獣部会